令和６年度　第１回　大阪府立学校いじめ防止対策等審議会議事録

令和６年９月３日（火）

10：00～12：00

於：府庁別館６階教育委員会議室

出席者　新井肇（関西外国語大学教授）、伊山喜二（大阪社会福祉協議会）、

栗本美百合（大阪府臨床心理士会）、眞鍋亘（大阪府立高等学校ＰＴＡ協議会）、　　峯本耕治（大阪弁護士会）、山下仰（大阪精神診療所協会）

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | 大阪府立学校いじめ防止対策等審議会規則第８条第２項、「委員の過半数が出席」を満たしておりますので、審議会の成立を確認します。 |
| 委員 | 限られた時間ではありますが、忌憚のないご意見をいただければと思います。まず、「いじめ初期対応のてびき」について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 昨年度本審議会でご審議いただいた「いじめ初期対応のてびき」については、今年４月に府立高校に発出することができました。作成にあたり、委員の皆様から多くのご意見・ご助言を頂戴いたしましたこと、厚く御礼申し上げます。「いじめ初期対応のてびき」では、いじめ初期対応で重要なポイントを５つに整理しております。各校に対して、いじめを発見した際には、この「いじめ初期対応の５つのポイント」を踏まえ、早期に対応するよう伝えております。いじめ対応の基本的な流れについては、前回の審議会にて「いじめかもしれないという、生徒の変化に気づくという内容がこのてびきにあってもいいのではないか。」というご指摘をうけ、フロー図の最初にいじめへの気づきを加えました。また、事例や参考資料、セルフチェックシートも掲載しています。府立学校に対しては、本てびきの内容を校内で共有するとともに、本てびきを活用した校内研修等の実施をお願いしております。また、生徒指導主事を集めた研修等、あらゆる場面で、本てびきの周知を図っております。本てびきは、今後多くの学校で活用していただいたうえで、各校よりフィードバックを受け、内容等を適宜改訂していきたいと考えております。 |
| 委員 | 本てびきは生徒間同士の対応に係る事項を記載しています。少なくとも子どもにしんどい症状がでてきた際に声掛けしていく、先生の中で見立てをしていく、そういう観点でてびきを見ていくと、教員によるハラスメントに起因する生徒の悩み等の早期発見にも活かせると考えています。 |
| 委員 | 高校の場合は部活動でのいじめで重大事態化しているケースが多いです。本てびきを周知する過程で部活動指導の在り方についても意識してほしいと思います。部活動に関連するいじめが高校は特に多いです。部活動中のいじめについては、先生が発見しないといけないが、先生が部員間のやりとりを把握しにくいので重大化しやすい傾向があります。 |
| 委員 | 部活動全体のストレスが多いため、ストレスの捌け口として、いじめが生起することがあります。部活動の指導者と生徒という結びつきの強い上下関係が、生徒同士にも持ち込まれ、起因するものが多いです。また、部活動でのいじめは、閉鎖的な環境で起こりやすいです。 |
| 事務局 | これまでいじめと部活動の関連について周知することはなかったので参考にさせていただきます。 |
| 委員 | 高校はいじめの件数が少ないです。これは小中学校と比べて、学級の凝集性が低いことが理由としてあります。部活動も辞めることができればよいが、なかなかやめることができません。てびきの内容は変化に気づく重要性がまとめられています。保護者の立場でいえば、困らないように相談しなさい、というのが本筋で、困ってから相談する、というのは違います。困らないために相談する雰囲気を学校や家庭の中に作っていくということが必要です。 |
| 委員 | 本てびきを使用した研修を、２、３年かけて全校でやっていただきたいです。全教員がいじめについて学ぶことができる場を、工夫して設定すべきです。 |
| 事務局 | 現在、各校の生徒指導主事を対象とした研修を実施しています。全教職員となると難しいですが、例えば、オンデマンド配信等を活用する等、研修の充実に努めていきたいと思います。 |
| 委員 | 次に、いじめ防止対策推進法第28条に係る重大事態案件について、この間、生起している事象について事務局より説明をお願いします。 |
|  | （非公開） |
| 委員 | では、審議として、スクールロイヤー活用事例集について、事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは、スクールロイヤー活用事例集について説明させていただきます。はじめに、大阪府立学校におけるスクールロイヤーについては、大阪弁護士会の協力のもと、平成29年度の試行実施にはじまり、現在に至るまでのべ約200件もの事案について、弁護士より法的な観点から助言を受けてきました。これらの蓄積された対応事例を、各校においてこれからの事案対応に有効に活用してもらいたいと考え、代表的な相談実事例を集めた事例集を作成することにいたしました。本事例集には、いじめ事案だけでなく、生徒指導関係や部活動関係等、合計約40事例を掲載する予定です。本審議会においては、いじめ事案の事例といじめに関連するコラムの内容についてご意見等いただければと思っております。各事例の建付けやコラムの内容等について、忌憚のないご意見をいただければと思います。説明は以上になります。どうぞよろしくお願いします。 |
| 委員 | 　実事例と説明がありましたが、関係者が読めばわかる事例でしょうか。 |
| 事務局 | 　わかる事例になっています。 |
| 委員 | 　そのままを使用するのは気になります。骨子を崩さずに加工できるのであれば安全だと思います。特徴的な事実を一般的な事例に変えれば良いのではないでしょうか。 |
| 委員 | 　助言の部分について、保護者対応、生徒対応、法的な助言というような項目で整理してはどうでしょうか。 |
| 委員 | 　学校の観点とスクールロイヤーの観点のズレがあると思います。それぞれの観点を書くとわかりやすくなるのではないでしょうか。 |
| 事務局 | ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおり、修正させていただきます。 |
| 委員 | 　審議事項は以上になります。多岐にわたるご意見ありがとうございました。各委員の皆様から非常に参考になる意見が多くあったかと思います。今回の協議の内容を踏まえて事務局側には事例集を検討していただき、次回の第２回審議会にてお示しいただければと考えております。どうぞよろしくお願いします。 |
| 事務局 | それでは、これをもちまして令和６年度第1回大阪府立学校いじめ防止対策等審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。 |